

管理用紙（起案文書）

年 度	令和5年度	文書番号	教職人 第4518号
受 領 日		起 案 者	教職員人事課 教職員人事 / 教員力向上支援グループ 管理主事 栗本 要人 (電話番号 : 3507)
起 案 日	令和 6 年 3 月 4 日		
決 裁 日	令和 6 年 3 月 11 日		
施 行 日	令和 6 年 3 月 11 日		
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	S-05-00	校 合 者	小林 弘典
簿 冊 番 号	154-1	保存期間	3 年
簿 冊 名	情報公開請求・個人情報開示請求関係		
公 开 用 簿 冊 件 名	情報公開請求・個人情報開示請求関係		
保存満了日	令和 9 年 3 月 31 日		
文 書 題 名	行政文書公開請求に係る非公開決定通知について		
公 开 用 文 書 題 名	行政文書公開請求に係る非公開決定通知について		
決 裁 関 与 者	小林 真一 [教職員人事課] [課長] 坂下 秀一郎 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [参事]		
関 係 者	福井 章人 [教総務 / 広報・議事グループ] [主査] 五味 誠 [教職員企画 / 財務・免許グループ] [主査] 小川 裕子 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事] 小林 弘典 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事] 島田 一 [教職員人事 / 教員力向上支援グループ] [管理主事]		

問い合わせ文	<p>標記について、大阪府情報公開条例第6条の規定による行政文書公開請求が、別添請求書のとおりありました。公開の可否を検討しましたところ、対象となる行政文書を管理しているものについては、同条例第13条第2項の規定により非公開決定が適当であると考えられます。</p> <p>つきましては、別添（案）のとおり部分公開決定とすることとし、請求人あてに非公開決定通知書を送付してよろしいか。</p>				
添付文書情報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1109 255 1163">添付文書名</td><td data-bbox="255 1109 1520 1163">種別</td></tr> <tr> <td data-bbox="165 1163 255 1686">【施行】非公開決定通知書(第1135号).docx</td><td data-bbox="255 1163 1520 1686">電子</td></tr> </table>	添付文書名	種別	【施行】非公開決定通知書(第1135号).docx	電子
添付文書名	種別				
【施行】非公開決定通知書(第1135号).docx	電子				
施行先	行政文書公開請求人				
施行方法	郵送				
備考					

様式第4号（第3条関係）

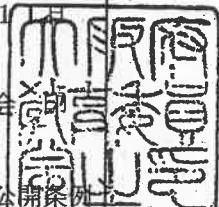
非公開決定通知書

教職人第4518号

令和6年3月1日

様

大阪府教育委員会



令和6年2月25日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例
第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府が被告となった裁判（教育委員会管轄分）について、令和5年11月に判決が出たものにかかる判決文全て。なお、知事部局では同様に判決文を求める請求によって対象文書が部分公開された実績があることを確認したので、本件請求について（部分）公開されない場合は訴訟手続きに入る。 また、教育委員会から同一の文書が公開される場合は不要。
公開しないことと決定した行政文書の名称	令和5年11月22日判決言渡文書
公開しない理由	大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。 争訟中に関わる文書については、これらを公にすることにより、事務の目的が達成できなくなり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
担当室・課（所）等	教育庁教職員室教職員人事課教員力向上支援グループ (電話 06-6941-0351 内線：3450)
備考	

受付番号第1135号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。